

おひさ かわら版

No.125
平成 29 年 1 月号

有限会社 池田労務行政事務所

代表取締役 池田 順一

〒998-0021

酒田市旭新町 8-32

TEL 0234 - 23 - 0866

FAX 0234 - 23 - 0890



1月の予定

日	月	火	水	木	金	土
1 元旦	2 振替休日	3	4 社会保険料 納付期限	5	6	7
8	9 成人の日	10 住民税(特)	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20 源泉所得税 (納期の特例)	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31 社会保険料 固定資産税 国民健康保険税	1	2	3	4

～平成 29 年 1 月 1 日より
65 歳以上の方も雇用保険の適用対象となります～

労働保険の適用拡大について

適用要件に該当する 65 歳以上の労働者を 雇用した場合の雇用保険の適用例

○平成 29 年 1 月 1 日以降に新たに 65 歳以上の労働者を雇用した場合

⇒雇入れの時点から高年齢被保険者となりますので、雇用した日の属する月の翌月 10 日までに、管轄するハローワークに取得届を提出する必要が有ります。

○平成 28 年 12 月末までに、65 歳以上の労働者を雇入れ、平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合

⇒平成 29 年 1 月 1 日より高年齢被保険者となります。
平成 29 年 3 月 31 日までに取得届を提出してください。

○平成 28 年 12 月末時点で、高年齢継続被保険者として雇用保険に加入しており、平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合

⇒ハローワークへの届出は必要ありません。

※いずれも雇用保険の適用条件に該当する労働者であることが条件になります。

労働保険料について

保険年度の初日（4 月 1 日）において、満 64 歳以上の被保険者について、雇用保険料は被保険者負担分及び事業主負担分ともに、平成 31 年度まで免除となります。

◆ 1月4日

・社会保険料の納付期限
(健保・厚生) 1 1 月分

◆ 1月10日

・住民税特別徴収税納付
1 2 月分

◆ 1月20日

・源泉所得税 (納期の特例)
28/7 月～1 2 月分

◆ 1月31日

・社会保険料の納付
(健保・厚生) 1 2 月分
・固定資産税 5 期
・国民健康保険税 7 期

本年も宜しくお願ひ致します



2017 年の干支の「丁」はまだまだ伸び盛りの状態、「酉」はもうこれ以上成長しない完熟した状態、干と支に矛盾が感じられる年です。

新たな一歩を踏み出すとしても、慎重に決めるのがよさそうです。そして、いつどうなっても対応できるように、次の策も検討しておくことが大事ではないでしょうか？